

公益財団法人日本海事広報協会 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本海事広報協会（以下「本会」という。）定款第36条の規定に基づき、賛助会員について必要な事項を定める。

(会員)

第2条 賛助会員は、本会の事業の目的に賛同する団体若しくは企業又は個人とする。

2 賛助会員は、普通会员と個人会員に区分する。

(入会)

第3条 賛助会員になろうとする者は、入会申込書に必要事項を記入して本会宛に提出するものとする。

(会費)

第4条 賛助会員は、毎年度、次の各号に規定する一定額の賛助会費を納入するものとする。

(1) 普通会员 1口 10,000円 1口以上

(2) 個人会員 1口 3,000円 1口以上

2 賛助会費は、原則として年度当初一括して納付するものとする。

(会費の使途)

第5条 賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退会)

第6条 賛助会員で退会しようとする者は、文書をもって届け出るものとする。

附 則

この規程は、昭和39年1月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和39年6月20日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和55年9月22日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成4年9月18日から施行する。

(平成11年6月22日付財団法人日本海事広報協会寄附行為の一部改正附則第5項による改正)

附 則

この改正規程は、平成23年1月27日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年8月1日から施行する。(移行登記)

附 則

この改正規則は、平成24年5月28日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成29年2月16日から施行する。